

協会 だより



一般社団法人
発行所 **福井県消防設備協会**
〒910-0003 福井市松本3丁目16-10
福井県福井合同庁舎5階
TEL (0776) 27-3760
FAX (0776) 27-3446



【写真(提供：福井県あわら市観光振興課)】

左上：吉崎御坊（東別院） 右上：蓮如上人象

左下：越前・加賀県境綱引きの様子と県境の石標…この石標は、綱引きの勝者側へ移動する。

目次

- ▶ 新年のごあいさつ 1
- ▶ 会員の登録内容の変更について 11
- ▶ 令和元年度
消防設備保守関係者表彰 5
- ▶ 通知・通達 12
- ▶ 令和2年度の主な行事、講習会の予定 6
- ▶ その消火器だいじょうぶですか 19
- ▶ 平成31年・令和元年度の
主な行事、講習会等の結果 7
- ▶ 消防設備総合保険のご案内 21
- ▶ 消防交流広場 22



謹賀新年

今年よろしくお願ひいたします
令和二年元旦

一般社団法人 福井県消防設備協会

顧問	福井県危機対策・防災課課長	加藤 和彦
〃	福井県消防長会会長	土田 将一
参与	福井市消防局次長	松田 光広
〃	敦賀美方消防組合消防本部消防長	岡 正一
〃	南越消防組合消防本部消防長	上野 和美
〃	若狭消防組合消防本部消防長	宝里 正利
〃	大野市消防本部消防長	飯田 裕人
〃	勝山市消防本部消防長	横山 貞守
〃	鯖江・丹生消防組合消防本部消防長	竹村 亮吉
〃	嶺北消防組合消防本部消防長	桑野 功彦
〃	永平寺町消防本部消防長	朝日 光彦
〃	福井県危機対策・防災課課長補佐	小林 寿一

役員一同 会長 高村 文能

副会長	山本 智則	副会長	岩崎 新
理事	東 正純	理事	池上 昌彦
〃	井上 吉弘	〃	片岡 浩範
〃	河上 淳一	〃	木村 文展
〃	小林 勝幸	〃	齊藤 信二
〃	酒井 一徳	〃	白本 敏雄
〃	竹内 幸彦	〃	坪田 泰敏
〃	早瀬 茂樹	〃	山田 龍彦
〃	山本 久徳	常任理事	大西 新



事務局

主事 岩村 晴美

吉崎御坊と越前加賀県境綱引き

史跡吉崎御坊は、日本海と北潟湖に囲まれた吉崎山頂に築かれていた。今は、蓮如上人像や本堂跡の礎石が残る史跡公園となっている。応仁の乱によって荒廃した時代に一人の偉大な宗教家が誕生した。本願寺第八代法主・蓮如上人である。蓮如上人は、人心の平安を求め布教する中で比叡山の執拗な弾圧に合い、已む無く北陸の地に逃れ、吉崎を拠点として布教活動を再開した。そして僅か三ヶ月で「道俗男女幾千万という数を知らず群集せしむる」との群参に、多屋（宿坊）が立ち並び、念佛の大合唱が北陸の津々浦々にまで響き渡ったと伝えられている。また、吉崎は、北潟湖に面した福井県と石川県の県境にあり、その昔、加賀の国の女神様と越前の国の男神様が、北潟湖畔の「鹿島の森」をめぐる綱引きをしたとの神話にちなみ、毎年10月に、「越前・加賀県境綱引き」が開かれている。



新年のごあいさつ

安全・安心は 日ごろの備えから



一般社団法人 福井県消防設備協会
会長 高村 文能

新年、明けましておめでとうございます。

平素は、当協会の運営をはじめ、各種事業の推進に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年10月に発生した台風19号では、関東甲信越地方や東北地方に大きな被害をもたらし、死者99人、行方不明3人、家屋の被害(全半壊)28,079棟、浸水家屋37,289棟以上(12月12日総務省消防庁)と、未曾有の災害となりました。犠牲となられた皆様に哀悼の意を表するとともに、被災された皆様に心からお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧復興をご祈念申し上げます。近年、毎年のように地震や台風、土砂災害等が発生していますが、私達は、火災や災害に備え、日頃から防火・防災意識の啓発と設備機器の点検をしておく必要性は、今更申し上げるまでもございません。

しかし、地震や台風等の自然災害の前では人間の力も及ばず、避難や生命の確保が最優先となってしまいますが、火災に対しては、事前の予防対策が可能です。

例えば、家庭においては消火器や住宅用火災警報器の設置。事業所においても、消火器や自動火災報知設備等の適正な設置や保守点検の実施、消防計画に基づいた消火や通報、避難訓練等の実施、火気の取扱・管理など、有事に備えた対応が有効です。

特に多くの方が勤務し、出入りする事業所では、消防用設備等の保守管理は不可欠で、消防法令で定められた消防用設備等の定期点検や報告は法的義務なのですが、福井県の場合、その報告率が全国平均以下という誠に残念な結果となっています。

私ども福井県消防設備協会では、建物関係者の方々への説明と信頼される点検業務の提供を行いながら、県民の生命・身体・財産を火災から守るため、今後とも会員一丸となって取り組んで参る所存です。

結びに、今年一年が災害のない、穏やかな年になることをご祈念申し上げますとともに、一層のご指導・ご支援をお願い申し上げ、新年のご挨拶といたします。



新年のごあいさつ

福井県消防長会 会長
福井市消防局

消防局長 土田 将一



令和2年の輝かしい新年を迎え、会員の皆様に謹んで新年の御挨拶を申し上げます。平素は、消防行政の推進につきましては、格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、昨年全国で発生した災害を振り返りますと、梅雨前線による大雨や台風による風水害が多く発生し、特に台風第19号による関東地方から東北地方を中心とした記録的な大雨は、38都道府県で死者99名、負傷者484名、全壊3,081棟、床上浸水12,817棟(令和元年12月12日現在)の甚大な被害をもたらしました。被災地では今なお多くの方々が不自由な避難生活を余儀なくされており、1日も早い復興を願うばかりです。

また、火災につきましては、7月の京都市伏見区で発生した放火が原因とみられる爆発火災により36名が死亡した痛ましい火災があり、10月には沖縄県民にとりまして象徴的な建造物である首里城において多数の建物が全焼するなど、尊い人命だけでなく多くの貴重な財産が失われました。県内におきましても、6月に永平寺町で発生した工場火災は大きな惨事となり、日頃の災害への備えや火災予防の重要性を改めて痛感させられる年となりました。消防機関としましては、今後も洪水、浸水、土砂災害など様々な態様の自然災害に対する万全な体制を取るとともに、引き続き県民の皆様の生命や身体、財産を火災等の災害から守るため、防火・防災教育の充実強化や違反是正の徹底など、火災や災害の被害軽減に向けた取組を強化して参りますので、皆様のより一層の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、福井県消防設備協会の今後ますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を御祈念申し上げまして、新年の挨拶とさせていただきます。





新年のごあいさつ

福井県安全環境部危機対策・防災課

課長 加藤 和彦



2020年の新春を迎え、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

福井県消防設備協会の会員の皆様には、日ごろから、県の消防・防災行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

2019年の本県の火災件数は、144件（2019年1月から10月の速報値）と、前年同時期と比較しても28件少なくなりました。

これもひとえに、消防関係者の活躍はもとより、消防設備士および会員の皆様が消防用設備の施工や日々の維持管理を的確に実施していただいているお蔭であり、心から感謝を申し上げます。

昨年は、小規模飲食店に対して消火器の設置を義務づける法令が10月1日に施行されました。

また、本年4月には、消防用設備を適切に設置していない違反対象物の公表が県内全ての消防本部において開始される予定です。

こうした消防用設備等は、火災が発生した際の迅速な消火や通報、避難体制の確立、更には人命およびその他被害の軽減につながるものであるため、いつ火災が発生しても確実に機能しなければなりません。

そのため、設備や機器の点検および維持管理を欠かさず行う必要があります。

会員の皆様には、防火対象物等の関係者に対する自主点検や報告実施の励行などを通して、適正な消防用設備等の設置や保全および点検等の実施に引き続き努めていただきますようお願い申し上げます。

最後に、本年が、福井県消防設備協会および会員の皆様にとりまして実り多き飛躍の年となりますよう祈念しまして、新年の御挨拶といたします。



消防設備保守関係者表彰

令和元年度の消防設備保守事業者等の表彰式が、去る11月1日に東京都の「明治記念館」において執り行われました。当協会から受賞された皆様は、次の方々です。誠にありがとうございました。

【消防庁長官表彰】

消防設備保守功労者

高村 文能氏 (大和電建(株))

【(一財)日本消防設備安全センター 理事長表彰】

消防設備保守関係者

福岡 一美氏 (福井ホーチキ 株式会社)

安田 義次氏 (株式会社 安田電気工業)

点検済表示制度推進優良事業所表彰

大和電建 株式会社 (高村 文能氏)

防災安全関係者表彰

竹原 一志氏 (協会監事 酒井電機 株式会社)



ご都合により欠席された
福岡 一美氏



写真左から 竹原 一志氏、高村 文能氏、安田 義次氏

令和2年度の主な行事、講習会の予定

行事等

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

行 事 名	月 日	場 所
総会・表彰式	5月13日(水)	福井県中小企業産業大学校
実務研修会	7月15日(水)	福井県中小企業産業大学校
消防庁長官等表彰式	11月6日(金)	東京都 明治記念館

講習会

月日や場所等が変更されることもありますので、再度ご確認ください。

講 習	月 日	場 所
設備士法定講習（消火設備）	8月25日(火)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
設備士法定講習（消火器・避難設備）	8月26日(水)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール
設備士法定講習（警報設備）	8月27日(木) 8月28日(金)	サンドーム福井 管理会議棟 小ホール

講 習	月 日	場 所
第1種消防設備点検資格者 <input type="checkbox"/> 再講習	6月23日(火)	福井県中小企業産業大学校
第2種消防設備点検資格者 <input type="checkbox"/> 再講習	6月24日(水)	福井県中小企業産業大学校

講 習	月 日	場 所
防火管理講習 「防火・防災新規講習及び甲種再講習を含む」	5月20日(水) 21日(木)	福井県中小企業産業大学校
	7月16日(水) 17日(木)	
	8月5日(水) 6日(木)	
	9月17日(水) 18日(木)	
	11月25日(水) 26日(木)	
	令和3年2月3日(水) 4日(木) 5日(金・再)	

平成31年・令和元年度の主な行事、講習会等の結果

令和元年度定時総会・表彰式

令和元年度の総会及び表彰式が、昨年5月15日(水)に福井県中小企業産業大学校において開催されました。総会に先立ち、令和元年度の表彰式が挙行され、優良従業員及び優良事業所の表彰が執り行われました。受賞者につきましては、下表のとおりです。

表彰式終了後、引き続き、令和元年度の定時総会が開催されました。

高村会長の挨拶後、来賓祝辞を賜り、その後、議案審議に移りました。

事務局から平成30年度の事業報告及び収支決算報告並びに公益目的支出計画の執行状況についての説明があり、審議されました。

また、令和元年度の事業計画及び予算案の報告がありいずれも原案どおり可決承認されました。その後役員改選が行われ、現職の理事全員が再選され、そして、理事の互選により高村会長が推挙され、3期目の就任となりました。



令和元年度 協会会長表彰を受賞された方は、次の皆様です。おめでとうございます。

優良従業員表彰	30年	小林 久幸氏	北陸設備工業 株式会社
		高橋 紀弘氏	北陸設備工業 株式会社
		福岡 一美氏	福井ホーチキ 株式会社
		安田 義次氏	株式会社 安田電気工業
優良事業所表彰		クラウン防災 株式会社 (代表 菊田 裕文氏)	
		株式会社 セーフティ・ユニオン (代表 松本 喜市氏)	
		大和電建 株式会社 (代表 高村 文能氏)	
		株式会社 プリベント (代表 池上 昌彦氏)	
		有限会社 ヤマト防災 (代表 東 正純氏)	

消防設備点検資格者 再講習（第1種、第2種）



びながら、点検資格者としての責任と消防用設備等の維持管理、保守点検の重要性を再確認していました。

（一財）日本消防設備安全センターの事務委託を受け令和元年度の消防設備点検資格者再講習が昨年6月25日（火）26日（水）の両日、福井県中小企業産業大学校で開催され、県内外から、第1種、第2種の点検資格者計97名が受講いたしました。梅雨の時季特有の蒸し暑さの中、受講者達は、専任の講師による講義を真剣に聴講し、過去5年間の法令改正や技術基準、最新の情報等について学

消防設備士 法定講習

福井県知事からの事務委託を受けて、消防法第17条の10に基づく、令和元年度の消防設備士法定講習が、去る8月21日（火）から24日（金）までの4日間、サンドーム福



井の管理会議棟小ホールで開催されました。この講習は、消防設備士が、その資格を取得してから2年以内、又は、前回の受講から5年以内ごとに必ず受講しなければならない講習であり、「消火設備」関係に115名、「避難設備・消火器」関係に163名、「警報設備」関係に333名の合計611名の消防設備士が受講いたしました。

消防設備保守業務等研修会

令和元年度の消防設備保守業務等研修会が、去る7月8日(月)に福井市防災センター多目的ホールで開催されました。今年度は、福井県消防長会との共催で、日本消防検定協会から講師を招聘し、「消防用設備等の検定制度」と題して講演をいただきました。当日は、会員45名、消防職員41名の合計86名が受講しましたが、普段取扱っている消火器や消防用設備等が、各種検定に合格し、品質が保持されている等、

検定業務の重要性を再認識し、有意義な研修会となりました。



消防設備点検資格者本講習



令和元年度の消防設備点検資格者本講習が、(一財)日本消防設備安全センターの事務委託を受け、去る10月2日(水)～4日(金)に第1種、10月7日(月)～9日(水)に第2種を、福井県中小企業産業大学校で実施し、県内外から、第1種に23名、第2種に27名が受講いたしました。新たに点検資格者を目指す受講者たちは、真剣な表情で講師の説明に聞き入り、テキストを食い入るように見ながら、法令や技術基準等について聴講していました。

なお、試験の結果、第1種に22名、第2種に27名が合格しました。

防火管理講習



令和元年度の「防火・防災管理講習」が、去る11月27日(水)28日(木)に、福井県中小企業産業大学校で実施されました。この講習は、一定規模以上の防火対象物に対しその用途や収容人員等に応じ、選任が必要となる防火管理者の資格を取得するための講習会で、4月から9月までの前期は、本部講習(日本防火・防災協会)として、10月以降の後期を当協会に対応しているものです。この日は122名の方が受講いただきましたが、講師の熱心な講義に、受講者達は、真剣に聴講し、防火管理の重要性を認識していました。次回の講習は、来る2月4日(火)、5日(水)に甲乙同時、6日(木)に甲種の再講習の予定です。

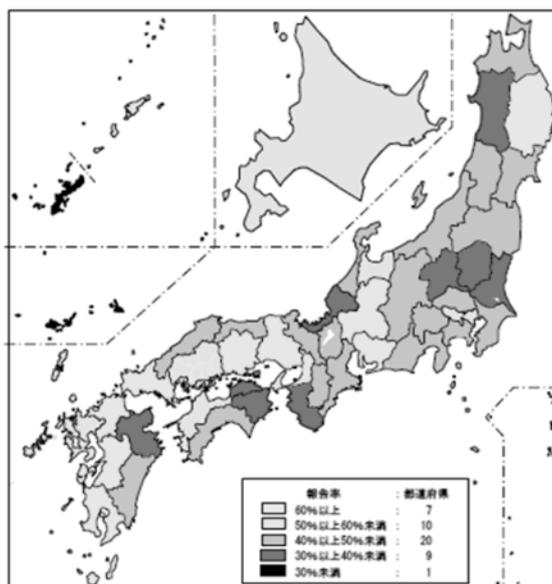
火災になってからでは遅すぎる！ 法定点検の実施と定期報告の励行

消防用設備等点検報告率について

消防設備点検報告率(2018年3月31日時点)

都道府県名	点検報告率
滋賀県	46.8%
京都府	48.8%
大阪府	55.6%
兵庫県	55.3%
奈良県	49.3%
和歌山県	39.2%
鳥取県	44.5%
島根県	43.2%
岡山県	55.7%
広島県	61.0%
山口県	53.6%
徳島県	32.2%
香川県	35.8%
愛媛県	61.7%
高知県	44.7%
福岡県	54.1%
佐賀県	60.1%
長崎県	62.0%
熊本県	53.7%
大分県	39.3%
宮崎県	48.2%
鹿児島県	59.2%
沖縄県	18.4%

全国平均
49.8%
(H30.3.31時点)



都道府県名	点検報告率
北海道	61.0%
青森県	47.5%
岩手県	57.1%
宮城県	42.2%
秋田県	38.8%
山形県	42.0%
福島県	43.9%
茨城県	31.2%
栃木県	30.2%
群馬県	35.6%
埼玉県	43.7%
千葉県	40.6%
東京都	63.3%
神奈川県	47.2%
新潟県	41.7%
富山県	60.7%
石川県	44.1%
福井県	34.8%
山梨県	40.4%
長野県	45.7%
岐阜県	53.5%
静岡県	47.0%
愛知県	55.1%
三重県	41.3%

<点検報告率(都道府県別)>

会員の登録内容の変更について

(前号以降の変更)

会員番号	事業所名	変更区分	変更後の内容
195	伊藤電機設備 株式会社	社名及び 電話・FAX番号の変更	株式会社 伊藤電機 TEL 0776-22-7800 FAX 24-7406
167	株式会社 スカルト	所在地及び代表者の変更	〒910-0123 福井市八重巻町13-1 野坂 恒一
210	第一防災 株式会社	所在地の変更	〒910-0103 福井市中角町18-30-1
291	日本通信特機 株式会社	所在地及び 電話・FAX番号の変更	〒910-0024 福井市照手1丁目2-1 TEL 0776-97-9130 FAX 30-2555
295	株式会社 法美社	代表者の変更	木下 勝元
266	福井ホーチキ 株式会社	メールアドレスの変更	info@fukui-hochiki.co.jp
263	高速炉技術サービス 株式会社	社名及び所在地、 電話・FAX番号の変更	FTEC 株式会社 〒914-0814 敦賀市木崎6号1番地 TEL 0770-39-1122 FAX 39-1600
133	テラオライテック 株式会社	代表者の変更	寺尾 剛
191	株式会社 安田電気工業	代表者の変更	安田 昌史
108	有限会社 東電気工事店	所在地及び Fax番号の変更	〒912-0053 大野市春日2丁目13-11 FAX 0779-64-5747

敬称省略

今後とも よろしくお願いたします。

通知 通達

令和元年6月号に掲載の「通知・通達」以降に公布されたもののうち、消防用設備等に関するものは以下のとおりです。なお、詳細については、必要に応じて、ご自身でご確認をお願いいたします。

消防予第 88 号
令和元年 7 月 24 日

消防庁予防課長

エアゾール式簡易消火具の不具合 に係る注意喚起等について

標記の件については、「エアゾール式簡易消火具の不具合に係る注意喚起等について」（平成30年7月23日付け消防予第477号）により注意喚起をお願いしているところです。

下記対象製品については、これまでに約72,662本が回収されており、近年は事故認知件数も減少傾向となっておりますが、破裂事故による人的被害も確認されていることから、各機関におかれましては、下記事項に留意し、継続的に注意喚起をお願いします。

（別添1「『エアゾール式簡易消火具』事故発生状況」参照：割愛）

また、破裂事故を覚知した場合は、「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故等に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年3月31日付け消防予第156号消防危第50号）及び「消防用設備等及び消防関係製品に関する不具合・事故に係る情報の消防庁への報告について」（平成22年6月7日付け事務連絡）に基づき、報告をお願いします。

各都道府県消防防災主管部長にあつては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただくようお願いします。

記

1 対象製品

ヤマトプロテック株式会社製「ヤマトボーイK T」及び「FMボーイk」のうち、別添2の製造ロット番号に該当するもの。（割愛）

2 事故原因

当該エアゾール式簡易消火具の消火薬剤により、アルミニウム製容器の内面の腐食が進行し、容器板厚が薄くなるとともに、腐食反応により発生した水素ガスにより容器内圧が高まり破裂するもの。

3 廃棄処分方法

当該エアゾール式簡易消火具は、消火薬剤を放射することで、容器内の圧力が下がり破裂の危険が排除されるため、ヤマトプロテック株式会社は別添2により消費者自身での薬剤放出及び廃棄処分を依頼している。（ただし、消費者自身で薬剤放出等をできない場合は回収により対応。）

4 その他

（1）広報等に使用するため、別添2のパンフレットが必要な場合は、下記の連絡先に必要部数、送付先等を連絡してください。

『ヤマトプロテック株式会社 お客様相談窓口
0120-801-084』

（2）当該製品の破裂事故は、気温の上昇とともに増加する傾向があります。各機関におかれましては、火災予防運動や各種行事の機会をとらえた注意喚起のほか、地域の広報誌、回覧板、ホームページ等への掲載など、引き続き広報活動にご協力いただきますようお願いいたします。

事務連絡
令和元年7月31日

消防庁予防課

非常用電源等の法令点検未実施の 病院に対する適切な対応について

今般、別添のとおり厚生労働省医政局地域医療計画課長から各都道府県衛生主管部局長に対して「非常用電源等の法令点検未実施の病院への適切な対応に係る周知について（依頼）」（令和元年7月31日付け医政地発0731第3号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）が発出されましたのでお知らせします。同通知は、「病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査について（依頼）」（平成30年8月6日付け医政地発0806第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づく調査により、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく非常用電源等の点検等（以下「法定点検」という。）を実施していない病院があることが判明したことから、各都道府県衛生主管部局長に対し、関係法令主幹部局と連携しつつ、法定点検を実施していない病院において、法定点検が確実に実施されるよう適切な対応を行うこと等を求める内容となっています。

つきましては、同通知の内容に留意の上、貴都道府県衛生部局等と連携し、管内医療機関等に対し、平成30年6月1日に改正した自家発電設備に係る点検基準の内容を説明するなど、消防法に基づく点検が適切に実施されるよう指導をお願いします。また、各都道府県消防防災主管課におかれては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

医政地発 0731 第3号
令和元年7月31日

別添

厚生労働省医政地域医療計画課長

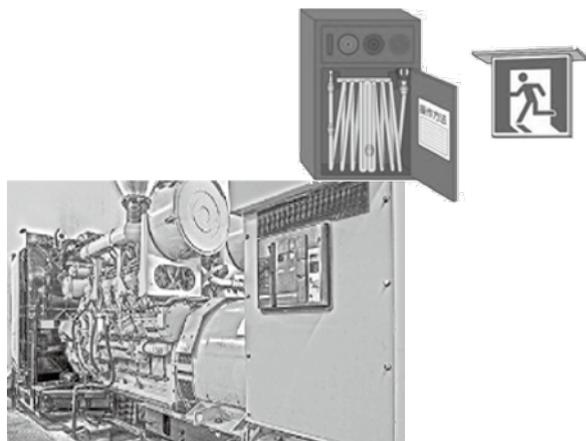
非常用電源等の法定点検未実施の 病院への適切な対応に係る周知に ついて（依頼）

先般、国立研究開発法人国立循環器病研究センターにおいて、電気事業法で定める保安検査を少なくとも5年以上実施していなかったことが判明したことを受け、「病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について」（平成30年6月22日付け医政地発0622第5号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）により、貴管内の非常用電源を有する全ての病院について、関係法令（電気事業法、消防法及び建築基準法）の規定に基づく点検等（以下「法定点検」という。）の実施状況を確認の上、必要に応じて指導いただくようお願いしたところである。しかし、今般公表した、「病院の非常用電源の確保及び点検状況の調査について（依頼）」（平成30年8月6日付け医政地発0806第1号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知）等に基づく調査結果によると、未だ法定点検を実施していない病院があることが判明したことから、貴職におかれては、改めて状況を御確認の上、法定点検を実施していない病院に対して適切な対応を行っていただくようお願いする。その対応に関しては、管内の関係法令主管部局と連携しつつ、法定点検実施済みの医療機関等からの情報も参考とするなどして、早期かつ適切に行っていただくようお願いする。

患者の継続的な医療提供のため点検の実施が困難であるとする病院に対しては、たとえば停電点検の実施における瞬間停電等に対して危惧があると思われるが、そのような際には、複数の発電機を賃借し使用することで対応が可能と考えられる、などのご助言を頂きたい。

また、点検未実施の間に非常用電源が起動し

ないことに起因する事故が起きた場合、民事の賠償責任や刑事責任を問われることも考えられることに留意いただきたい。今後とも、関係法令主管部局とも連携を取り、病院において適切に法定点検が行われるよう取り組まれない。なお、本通知は経済産業省、消防庁及び国土交通省とも協議済みであることを申し添える。





Press Release

令和元年7月31日(水)
 照会先
 医政局地域医療計画課
 災害時医師等派遣調整専門官 西田 翼 (4130)
 災害医療係長 深山 征志 (2548)
 (代表番号) 03-(5253)-1111
 (直通番号) 03-(3595)-2194

報道関係者各位

病院の非常用電源の確保及び点検状況調査の結果

病院の非常用電源の確保及び点検状況調査の結果をとりまとめましたので、公表いたします。厚生労働省としては、本調査結果を踏まえ、都道府県に対して、病院の非常用電源に係る法定点検の実施の徹底を依頼しております。

【概要】

- 平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震の際に、非常用電源に係る法定点検を実施していない病院があることが判明したことを踏まえ、厚生労働省として初めて、全病院に対して、非常用電源の保有の有無と、点検の実施状況(平成30年8月1日時点)について調査を行った。(調査①:結果は別紙のとおり。)
- 調査①において法定点検を未実施と回答した病院に対して、令和元年6月1日時点での点検の実施状況、また、実施していない場合はその理由に関して調査を行った。(調査②:結果は別紙のとおり。)

- ・調査対象: 医療法第1条の5に規定する病院(総数: 8,392病院)
(有効回答: 電気事業法 7,267病院、消防法 6,779病院、建築基準法 6,788病院)
- ・調査時点: 調査①) 平成30年8月1日
調査②) 令和元年6月1日
- ・調査結果: 「別紙」のとおり

病院の非常用電源の確保及び点検状況調査結果について

「別紙」

調査の概要

平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震の際に、国立循環器病研究センターにおいて何らかの異常により非常用電源が使えず、一時的な停電が発生した。その後、同センターで確認を行ったところ、電気事業法で定める保安検査(停電を伴って実施するもの)を、少なくとも5年以上実施していなかったことが判明した。これらを踏まえ、病院の非常用電源の確保や点検の実施状況を把握するために、平成30年8月1日時点での点検の実施状況等について調査を行った。(調査①)
 その後、点検未実施と回答した病院に対して、令和元年6月1日の時点での実施状況調査を行った。(調査②)

調査①の内容

調査対象: 平成30年8月1日における各都道府県下の全ての病院(医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5に規定されている病院をいう)(総数: 8,392病院)

調査期間: 平成30年8月6日から9月6日(回収不良のため、回収期間延長)

調査方法: 都道府県を通じたアンケート調査

調査内容: 病院の非常用電源の有無及び各法令に基づく点検の実施状況(平成30年8月1日時点)

調査②の内容

調査対象: 調査①において未実施と回答した病院(電気事業法563病院、消防法226病院、建築基準法301病院)

調査期間: 令和元年6月28日から7月19日

調査方法: 都道府県を通じたアンケート調査(45都道府県から回答あり)

調査内容: 各法令に基づく点検の実施状況の有無及び未実施である理由(令和元年6月1日時点)

調査①の結果

病院の非常用電源の点検状況調査結果
 総数8,392病院 平成30年8月1日時点

関係法令	回答した病院数	非常用電源保有		点検実施状況	
電気事業法	7,267病院 (86.6%)	有	6,754 (92.9%)	実施済	6,191 (91.7%)
		無	513 (7.1%)	未実施	563 (8.3%)
消防法	6,779病院 (80.8%)	有	6,446 (95.1%)	実施済	6,069 (94.2%)
				実施済で未報告	151 (2.3%)
		無	333 (4.9%)	未実施	226 (3.5%)
建築基準法	6,788病院 (80.9%)	有	4,120 (60.7%)	実施済	3,695 (89.7%)
				実施済で未報告	124 (3.0%)
		無	2,668 (39.3%)	未実施	301 (7.3%)

調査②の結果

病院の非常用電源の点検状況調査結果
 平成30年8月1日時点で未実施と回答した病院の令和元年6月1日時点の状況

関係法令	回答した病院	点検実施状況		点検実施状況	
電気事業法	324/563病院 (57.5%)	実施済	202 (62.3%)		
		未実施	122 (37.7%)	患者の継続的な医療提供のため実施調整困難	80
				委託者との作業日程が合わなかった	26
				費用負担が大きい	5
				実施する必要があることを知らなかった	2
				その他	1
無記入	8				
消防法	149/226	実施済	126 (84.6%)		
		対象の電源の保有 無	4 (2.7%)		
		未実施	19 (12.7%)	患者の継続的な医療提供のため実施調整困難	7
				委託者との作業日程が合わなかった	9
				費用負担が大きい	2
実施する必要があることを知らなかった	1				
建築基準法	168/301病院 (55.8%)	実施済	105 (62.5%)		
		対象の電源の保有 無	39 (23.2%)		
		未実施	24 (14.3%)	患者の継続的な医療提供のため実施調整困難	8
				委託者との作業日程が合わなかった	7
				実施する必要があることを知らなかった	5
無記入	4				

消防予第 117 号
令和元年 8 月 30 日

消防庁予防課長

**住宅用防災警報器及び住宅用防災
報知設備に係る技術上の規格を定
める省令の一部を改正する省令の
公布について（通知）**

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令の一部を改正する省令（令和元年総務省令第35号）が本日公布されました。今回の改正は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の題名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められることに伴い、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）において引用している旧法律の題名を新法律の題名に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うものです。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その運用に十分配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知されるようお願いいたします。

記

第一 改正内容に関する事項

住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令第8条第1項第11号イの規定中「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」を「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うこと。

第二 施行期日に関する事項

この省令は、原子力利用における安全対策の

強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年9月1日）から施行すること。

別添

令和元年 8 月

消防庁予防課

【概要】

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律（平成29年法律第15号）により、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（昭和32年法律第167号）の題名が「放射性同位元素等の規制に関する法律」に改められることとなった。

これに伴い、住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成17年総務省令第11号）において引用している旧法律の題名を新法律の題名に改めるとともに、その他所要の規定の整備を行うもの。

【施行期日】

原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年9月1日）から施行する。



消防消第 147 号
消防予第 136 号
令和元年 9 月 2 日

予防課長

**世界遺産又は国宝（建造物）及び
国宝・重要文化財（美術工芸品）
を保管する博物館等において整備
等が必要となる防火設備等の把握
等に対する協力について（依頼）**

今般、文化庁より、各都道府県知事及び各都道府県教育委員会教育長に対して「世界遺産又は国宝（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等において整備等が必要となる防火設備等の把握等について（依頼）」（令和元年 9 月 2 日付け元文庁第793 号）が別添のとおり発出されました。

本通知は、平成31年 4 月15日に発生したフランスのノートルダム大聖堂の火災を受け、文化庁で実施した緊急状況調査により明らかになった文化財等における防火上の課題等について、ガイドラインを活用した実地調査等により、世界遺産又は国宝（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等において、整備等が必要となる防火設備等の把握を進め、防火対策等の一層の推進を図ることを目的としています。

つきましては、世界遺産又は国宝（建造物）及び国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等について、市町村の教育委員会等による実地調査や防火対策に係る助言等にご協力いただくとともに、当該防火対象物における消防法令の遵守徹底を図っていただきますようお願いいたします。各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

事務連絡
令和元年 10 月 31 日

消防庁予防課

**文化財建造物等の防火対策に係る
注意喚起等について**

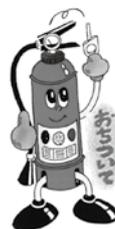
本日未明に沖縄県那覇市の首里城跡で火災が発生しました（別紙参照）。

現在、この火災について関係当局により火災原因の究明が行われているところであり、当庁としても、火災原因調査支援のため、現地に職員を派遣したところです。

本年 4 月にフランスのノートルダム大聖堂の火災を受けて、消防庁次長より「文化財建造物における防火安全指導の実施について」（平成31年 4 月22日付消防予第149号）に基づき、文化財建造物の防火安全指導の実施をお願いしたところですが、改めて、特に工事、イベント等の際の出火防止対策、消防用設備等の適切な維持管理、火災等の初動体制の再確認に万全を期すよう、引き続き文化財建造物の関係者への御指導をお願いします。

また、史跡等に設置されている復元施設等の防火安全指導についても併せてよろしくお願い致します。

なお、本日付けで文化庁より、別添のとおり事務連絡が発出されているところであり、文化財部局とも連携を図りながら文化財建造物等の防火対策の一層の推進を図られますようお願いいたします。各都道府県消防防災主管課におかれましては、貴都道府県の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、その旨周知されるようお願いいたします。



事務連絡
令和元年 10 月 31 日

文化庁 次長 中岡 司

文化財の防火管理等の点検・確認 について

本日も未明、沖縄県那覇市中心部の首里城跡において火災が発生しました。

文化財は、火災等によりいったん滅失毀損すれば、再び回復することができないかけがえのない国民共有の財産です。これらの貴重な文化財を後世に継承するためには、日常の維持管理を含めて適切な管理が不可欠です。

本年4月15日のフランスのノートルダム大聖堂の火災をうけて、文化庁長官より、「国宝・重要文化財の防火対策等について」（平成31年4月17日付）を発表し、全国の国宝・重要文化財の所有者等に対して防火対策の徹底をお願いしたところですが、改めて文化財の防火管理等の点検・確認を至急よろしくお願ひします。

また、史跡等に設置されている復元施設等の防火管理等の点検・確認についても併せよろしくお願ひします。

都道府県及び都道府県教育委員会におかれては、文化財部局と消防部局とが連携をはかりながら、文化財の防火等に関し、下記の事項に御留意の上、文化財の防火等に関し、引き続き所有者、管理者への御指導をお願いします。

記

- 1 文化財の所有者、管理者に対し、火気管理を徹底すること。
- 2 修理現場等においては、防火管理を徹底すること。
- 3 火災発生時の初期対応（通報、初期消火等）並びに延焼防止策などを確実に実施できるように、改めて防火設備の点検や初期対応の体制を確認すること。
- 4 関係機関と連携を密にし、防火体制の確認を取ることを。

事務連絡
令和元年 11 月 18 日

消防庁予防課

文化財の防火対策等に係る文化財 部局との連携について

本年10月に発生した沖縄県那覇市の首里城跡火災をうけ、今般、文化庁から、各都道府県知事、各都道府県教育委員会教育長及び関係独立行政法人の長に対して、消防機関と連携した文化財及び史跡等に設置されている復元施設等の防火指導と、世界文化遺産に登録されている史跡等の建造物等における、防火設備の設置状況等の調査を、別添のとおり依頼しています。

つきましては、文化財等の防火指導に際し、引き続き文化財部局と連携を図るようお願いいたします。また、市区町村の教育委員会等による当該調査に係る相談等があった場合には、助言等にご協力いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の各市町村等（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。



1月26日



文化財防火デー

今、防火対象物に設置されている
その **消火器** だいじょうぶですか？

**旧規格消火器は
2021年12月31日
までに交換が必要です。**



適応火災のマークが
「文字表示」の消火器は、
新規格消火器に2021年12月31日
までに交換してください！

旧規格	普通 火災用	油 火災用	電気 火災用
	↓	↓	↓
新規格	普通火災用	油火災用	電気火災用

適応火災の表示が「文字表示」の2010年製以前の消火器を設置することができるのは、2021年12月31日までです。2022年1月1日以降は、防火対象物に設置する法令上の適正な消火器としては認められなくなります。更新・交換は余裕を持って対応してください。廃棄する場合は、廃消火器リサイクル事業により適正に処理してください。

詳しくは、一般社団法人 日本消火器工業会のホームページでご確認ください。

旧規格消火器は2021年12月31日までに交換が必要です

2011年1月1日に消火器の規格省令が改正されたことにより、旧規格の消火器は2021年12月31日を過ぎると消火器として認められなくなりますので、早めの交換をお願いします。

適応火災マークを 確認してください！



文字表示の消火器は、
交換が必要です。

絵表示の消火器は、
今後も設置可能です。



普通火災用



油火災用



電気火災用

適応火災のマーク

消火器の設計標準使用期限はおおむね 10年です

見た目が新しく見える消火器でも、長い間設置していると経年で不具合が生じることがあります。メーカーが推奨する消火器の設計標準使用期限は製造より概ね10年（住宅用消火器は概ね5年）と言われています。新規格の消火器の本体には「設計標準使用期限」が明記されています。設計標準使用期限が書かれていない消火器は旧規格のもので、もう一度ご確認ください。

消火器のリサイクルにご協力ください

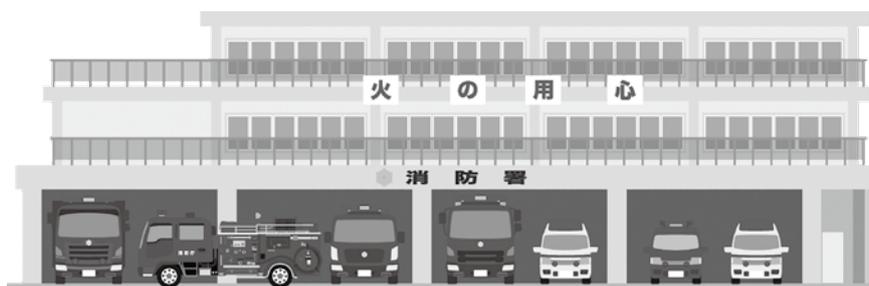
- 回収された消火器は、解体され金属等はリサイクルされています。
- 消火器は、消火器を製造に分別処理し3/4年以上リサイクルされています。
- ご活用になった消火器を処分される場合は、おまめの焼却場または製鉄元(ラベルに記載の電話番号)にお問い合わせください。

製造年	年
製造番号	
設計標準使用期限	2021 年まで

設計上の標準使用期限を超えて使用されますと経年劣化によるけが等の事故に至るおそれがあります。

ご不要になった消火器はお近くの販売店へ

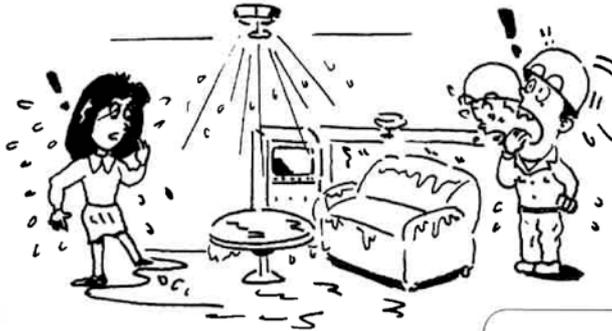
ご不要の消火器は、廃棄の窓口となる「特定窓口」（消防設備業社、消火器販売店）または「指定引取場所」（メーカー営業所）にお持ちください。



◇都道府県消防設備協会会員の皆さまへ◇

貴社の、安心経営のために

消防設備業総合保険のご案内



貴社のニーズにお応えする 7つの型をご用意しました。

●管理財物や工事用資機材の損害・作業対象物自体の損害・人格権侵害による損害・使用不能損害も補償し、幅広い補償をご提供いたします。

業務上、他人にケガを負わせたり、他人の財産を壊してしまったときのために



保守業務用
消防用設備等の保守業務(点検・整備)を行う皆さまを対象とする保険です。

*消防用設備等保守業者賠償責任保険
受託者賠償責任保険



新設・増設工事用
消防用設備の工事(新設、増設、移設、改修)を行う皆さまを対象とする保険です。

*請負賠償責任保険、受託者賠償責任保険
生産物賠償責任保険・組立保険



消防防災訓練用
消防防災訓練における指導・指示を行う皆さまを対象とする保険です。

*施設所有(管理)者賠償責任保険



防火・防災点検業務用
防火対象物定期点検報告制度または防災管理定期点検報告制度に基づく点検を行う皆さまを対象とする保険です。

*施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険

大切な従業員を守るために



労災上乗せ保険
従業員の方が業務災害、通勤災害にあった際の政府労災の上乗せ保険です。

*労働災害総合保険

パソコンやデータの消滅などを補償するために



パソコン保険
パソコンを利用して業務を行う皆さまのための保険です。

*コンピュータ総合保険

他社製品の販売リスクを補償するために



販売業務用
消防用設備機器(他社製品)などを販売している皆さまのための保険です。

*生産物賠償責任保険

引受保険会社一覧

三井住友海上火災保険㈱	公務開発部営業第二課	東京都千代田区神田駿河台3-11-1	tel.03(3259)4061
東京海上日動火災保険㈱	広域法人部法人第一課	東京都千代田区三番町6-4	tel.03(3515)4147
損害保険ジャパン日本興亜㈱	団体・公務開発部第三課	東京都千代田区霞が関3-7-3	tel.03(3593)6455

保険契約者

一般財団法人 日本消防設備安全センター

お問い合わせ先
(取扱代理店)

日本フェスクサービス株式会社 東京都港区虎ノ門2-9-11 ☎03-3591-8121

※上記の案内は概要です。詳細につきましては、パンフレット「消防設備業総合保険のご案内」をご覧ください。

消防に携わる
皆様へ

①②③④⑤⑥⑦⑧⑨⑩
会員制Webサイトで
情報交換しよう!

消防交流広場

会員登録は
こちらから

<https://www.fesc119.net>



※有料会員になると、すべてのコンテンツがご利用になれます。



パソコン、タブレット、スマートフォン
いずれからもアクセスできます

会員
参加型

交流掲示板

会員
参加型

事例研究

会員
参加型

消防関連Q&A

会員
参加型

設備士
試験対策

団体のお客様

月刊フェスク
様式ダウンロード

法令・通知
報告書

広場からの
お知らせ

みんなの意見を
聞きたい

自分たちの活動を
知ってほしい

困った時に
相談にのってほしい

国や地域の
最新情報がほしい



一般財団法人 日本消防設備安全センター

責任をより明確に

消防用設備の安全チェックは
このラベルで!!



点検ラベルは **安全と信頼** の証です

消防用設備等は、命と財産をまもります。

消防法に定められた定期点検は必ず実施しましょう。

このラベルは当協会の会員であり、

かつ消防用設備等点検表示制度会員でもある

登録業者等が行う適正な点検の証明です。

ラベルの発注は時間の余裕をもってFAXでお願いします。

一般社団法人福井県消防設備協会は、県民の安全を希求しています。

一般社団法人 **福井県消防設備協会**

事務局／福井県福井市松本3丁目16-10 福井県福井合同庁舎5階 TEL 0776-27-3760